



JAL不当解雇撤回ニュース

No330号 2013.11.15
発行: JAL 解雇撤回国民共闘事務局
連絡先: 航空労組連絡会事務局
〒144-0043 大田区羽田 5-11-4
フェニックスビル内
TEL: 03-3742-3251 FAX: 03-5737-7819
<http://www.jalkaikotekai.com>

10. 25集会の決議ふまえ要請行動

支援共闘・当該労組・原告の代表が、東京高裁・国交省・厚労省に

11月13日、JAL 不当解雇撤回国民共闘は、10月25日の大集会で採択された決議文(裏面に掲載)を携え、乗員・客乗原告団の代表及び当該労組の代表とともに、東京高裁、国土交通省、および厚生労働省に対し要請行動を実施しました。また、日本航空に対しては、同日 18:00 から実施した日航本社前宣伝・要請行動で決議文を提出し、全員の職場復帰・争議の早期全面解決を要請しました。



【写真】10.25 集会の決議文を提出し要請を行う支援共闘・当該労組・原告の代表(11月13日、厚生労働省にて)

集会が示す支援と運動の広がり 審理を尽くし公正な判断を

東京高裁への要請では、冒頭共同代表の大黒議長が要請の趣旨説明し、その後各自より順次発言し、公正な判断を求める要請を行い、金澤共同代表が取りまとめる形で締めめの要請を行いました。冒頭の大黒議長の発言要旨は以下の通りです。

年内結審、年度内には判決という状況を踏まえ10月25日に大集会を開催した。集会は、台風接近による警報が出ている下で、1800名を超える参加者で会場が埋め尽くされた。JAL 不当解雇撤回闘争に対する関心の高さ、支援の広がりを示すものである。この集会の総意として勝利判決の獲得、争議の早期全面解決を求める決議を採択したので提出する。この決議を踏まえ、審理を尽くすとともに公正な判断を要請する。

10月31日には、ILOよりJALの案件で第2次勧告といえる見解が出された。不当解雇の一方で大量採用を実施していること等、国際的にみても異常な解雇であるかを示すものであり、日本航空という企業の倫理が問われている。また、地裁判決は整理解雇の4要件を適用すると言いつつ大幅に緩和し、実質的に適用除外とする極めて偏った異常な判決であった。この判断の誤りを是非とも正していただきたい。

解雇されて3年になろうとしている。介護や教育、そして日々の生活等々、原告一人ひとりに生活があり生身の人間である。苦しい中で、裁判に訴え、ここまで運動を進めてきた。こうした状況を踏まえ是非とも公正な判断を下すよう要請する。

政府は解決に向け日航に指導を

国土交通省、および、厚生労働省の要請行動においても、冒頭、大黒全労連議長が要請の趣旨をのべ、参加者がそれぞれの立場から発言しました。両省の要請では、ILO から二次勧告といえる見解が示されたことを踏まえ、勧告の早期履行及び早期解決に向けて日航への指導を行うよう要請をしました。

大黒・金澤両共同代表以下12名で要請 〈要請団の構成〉

要請行動には、大黒全労連議長、金澤全労協議長、伍婦団連副会長、津恵航空連事務局長、日航乗組三星副委員長、坂井執行委員、CCU 古川委員長、乗員原告団から、山口乗員団長、長沢、小宮、客乗原告からは、飯田、宝地戸の各氏が出席しました。

日本航空の不当解雇撤回と早期全面解決を求める決議

日本航空の不当解雇撤回裁判は12月に結審し、年度内には判決となる見通しであり、大きな山場を迎えている。

控訴審においては、東京地裁不当判決の誤りを正し、この整理解雇が、整理解雇4要件を踏みにじり、労働組合潰しを狙った不当労働行為であることを立証してきた。労働法学者や会計学の識者からの意見書に加え、倒産法の研究者や管財人として倒産の実務に携わってきた弁護士の意見書等も提出し、解雇の不当性を浮き彫りにする主張・立証の補強も行ってきた。

とりわけ、2013年9月の証人尋問では、会社自らが設定した「事業縮小に伴う人員体制」を、不当解雇を強行した2010年12月31日時点ですでに達成しており、整理解雇の必要性が全くなかったことを、会社資料に基づいて立証した。また、2010年1月の「整理解雇は考えていない」「解雇回避努力を尽くす」という約束を反故にし、人員削減の詳細を隠蔽し、労働組合潰しを狙って意図的に整理解雇に走ったことが明らかにされ、解雇自体が不当労働行為であることが立証された。法廷で示された証拠、そして法と社会正義に依拠するならば、原告勝利の判決は間違いないものと確信する。

以上のような高裁での闘いの前進を踏まえ、政府や日本航空に対し、早期全面解決に向けた運動を強めることが重要である。

私たちは政府に対し「日本航空との話し合いの場を確実に保証」させるべく、ILOの勧告の履行とともに、早期全面解決に向けて、実効性のある具体的対応を講じるよう要求してきた。同時に日本航空に対しては、自主解決に向けて話し合いに応じるよう、繰り返し要請行動を行ってきた。しかし、政府も日本航空も「司法の場で係争中である」ことを理由に、ILOの勧告は履行せず、日本航空は話し合いの場すら持とうとしていない。勝利判決の獲得と併せ、こうした対応を改めさせ、早期全面解決に向けた動きを作り出していくことが求められている。

安倍内閣は、解雇の自由化に道を開く労働法制の改悪を推し進めようとしている。こうした情勢下で、首切り自由を許さず労働者の生活と権利を守る上で、日本航空の不当解雇撤回闘争の持つ意義は、一層重みを増している。「JAL 不当解雇撤回 高裁勝利！早期解決をめざす10.25大集会」に結集した私たちは、全国津々浦々での宣伝や署名活動、集会等を積極的に開催し、不当解雇は許さないという大きな国民世論を築き、裁判所、政府、日本航空を包囲し、勝利判決の獲得、不当解雇された165名の職場復帰・早期全面解決をめざし、全力を上げて闘うことを確認し、以下の通り決議する。

- 一．日本航空に対し、不当解雇を撤回し、直ちに被解雇者全員を職場に戻すこと、露骨な利益第一主義の経営を改め、安全最優先の経営を行うこと、そして、労働組合敵視の不当な労務政策を改めることを求める。
- 一．東京高裁に対し、証拠を吟味し、整理解雇法理に基づいて、正義にかなう公正な判断を示すよう強く要請する。
- 一．政府に対して、ILOの勧告を踏まえ、日本航空に対して、安全最優先の経営と不当解雇撤回・早期全面解決に向けた有効な手立てを講じることを要求する。

2013年10月25日

JAL 不当解雇撤回 高裁勝利！早期解決をめざす10.25大集会